



2023年8月22日

各 位

会 社 名 株式会社インテージホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石塚 純晃
(コード番号 4326 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 竹内 透
電話番号 03 - 5294 - 7411 (代表)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年9月28日開催予定の第51回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いただきましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 自己株式取得の件
- ② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 「自己株式取得の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は資本効率を重視し、最終利益を全額「成長投資」と「株主還元」に振り向けることで中長期的な企業価値向上を目指しております。

利益配分に関する基本方針としては、配当と成長投資のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としており、2024年6月期を初年度とする第14次中期経営計画期間（2024年6月期～2026年6月期）の配当は累進的とし、最終年度の2026年6月期の連結配当性向は50%を目指し、ROEは12%を目標にしております。また、2023年6月期においては、本定時株主総会に付議予定の会社提案議案「剰余金処分の件」が原案どおり承認可決された場合、配当は1株当たり42円（1株当たりの配当金は10期連続の増配）となり、連結配当性向は46%、DOEは5.3%と、各指標もそれぞれ向上しております。また、自己株式の取得につきましても、機動的に対応し、資本効率の向上を図る方針です。直近では2022年8月から2022年12月にかけて、取得株式の総数1,258,700株、取得価額の総額1,999百万円の自己株式の取得を実施しております。

成長投資としては、「CXマーケティングプラットフォームの確立」、「SCIの刷新」を

中心に Data + Technology で価値発揮の領域を拡張するための取り組みを実施しております。

本株主提案議案は、当社の発行済株式数の約 10%を上限とする自己株式取得を求めますが、提案の理由において、当社が実施した自己株式取得について、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施していることに対する一定の評価と、当社の株価が緩やかに上昇傾向にあることに言及する一方で、「市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます」と結論付けており、提案株主がなぜそのように分析しているのか、その理由及び根拠について全く示さないまま、上記のとおり自己株式取得を求めているものであります。

当社取締役会としては、株主還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、上記のとおり、資本効率を重視した経営を行い、積極的な株主還元も実施しておりますが、成長投資とのバランスも重要であると考えており、バランスを失った株主還元により成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的な企業価値向上が阻害されるおそれがあることから、本株主提案議案に反対いたします。

(2) 「社外取締役の員数に関する定款変更の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、多数のステークホルダーより成り立っている企業として、業績の向上に止まらず、経営の健全性、公正性、透明性等の確保が重要な責務であると認識しており、これまで、コーポレートガバナンスの強化に努めてきました。

当社は 2016 年に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、これは業務執行サイドによる適切なリスクテイクを支える環境を整備することを目的とし、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などを狙ったものであります。

また、任意の委員会として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれも、全委員 7 名の内、社内取締役が 2 名、社外取締役が 5 名と、社外取締役を中心とする構成とするとともに、委員長は監査等委員である社外取締役が務めております。

当社の現在の取締役会構成は、取締役 12 名の内、5 名が社外取締役（いずれも独立社外取締役）であり、社外取締役の比率は 41.7%であります。さらに、本定時株主総会に付議予定の会社提案議案「取締役（監査等委員である者を除く）7 名選任の件」について株主の皆様へ原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き、取締役会構成は、取締役 11 名の内、5 名が社外取締役（いずれも独立社外取締役）として、社外取締役の比率は 45.5%となり、当社取締役会としては、取締役会の独立性は十分に確保されるものと考えております。

本株主提案議案の提案株主は、提案の理由として、取締役会の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制を整えることができると主張しています。

しかし、上記 3. (1)の本株主提案議案「自己株式取得の件」に係る取締役会の意見において記載のとおり、当社は、第 14 次中期経営計画期間の配当方針（配当は累進的とし、最終年度の 2026 年 6 月期の連結配当性向は 50%を目指し、ROE は 12%を目標とする）を設定するとともに、2023 年 6 月期では増配や、連結配当性向及び DOE の各指標の向上に加え、2022 年度中の自己株式の取得の実施等、資本効率を意識した経営を行うとともに、積極的な株主還元も実施しており、既に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制の構築は図られ、株主の皆様利益に資する体制となっているものと判断しています。

本株主提案議案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、取締役会のあるべき姿の議論やその時々経営戦略に基づいて機動的に取締役会構成を検討することの妨げになると判断しており、当社取締役会としては本株主提案議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,840,000株、取得価額の総額6,144,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2022年8月5日の取締役会決議において、2022年8月8日から2023年2月28日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の4%、1,600,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を20億円とする自己株式の取得を決議し、これに基づき2022年12月31日までに合計1,258,700株を取得価額19億9997万5476円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2022年8月5日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第21条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第21条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第21条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 <u>当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は5名となっており、3分の1以上の要件は

充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業を取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上